

○総務省令第五号

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条第二項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、「第四条第一項第二号」に改め、同条第四項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第六条の二中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第六条の三第一項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条を第六条の二の二とし、

同条の次に次の二条を加える。

第六条の二の三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

第六条の三 法第四条第二項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

第九条の三第一号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第十一条の二の五第二項中「第四条第四号」を「第四条第一項第四号」に改める。

第三十三条第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第五十一条の十五第一項第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同項第二号の二中「第二十四条の七第一項及び第二項」を「第二十四条の七」に改め、同項第二号の二の三中「第二十六条の二」を「法第二十六条の二」に改める。

別表第一号中「第6条の3第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

別表第一号の二中「第6条の3第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

別表第二号の二の三中「~~第4条第1号~~」を「~~第4条第1項第1号~~」に改める。

(放送法施行規則の一部改正)

第二条 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二百十四条第一項第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第二十五条の四第二項中「第二十七条の十三第二項第十号」を「第二十七条の十三第二項第十一号」に改める。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の四中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第五十四条の二中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第六条 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第四百号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第七条 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十七項第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の項中「第六条の三」を「第六条の二の二」に改める。

（総務省組織規則の一部改正）

第九条 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項第二号及び第二百九十八条第一項第六号中「第二百二条の十一第一項」を「第二百二条の十一第二項」に改める。

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。